

第5回口頭弁論期日のご報告

平成28年12月8日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護団の主張や証拠

★第7準備書面(避難の合理性～原発事故後の報道内容から)

○概要

- ① 原発事故の危険や不安、放射線被ばくのリスクを避けるために、避難指示区域内外から避難することは、当然に合理性のある行動である。

福島県の地元新聞である福島民報では、野田元首相が事故収束宣言(2011年12月)以降約1年8ヶ月、本件原発事故日から起算すると約2年半もの間、プール冷却停止・汚染水漏等福島原発における無数の事象・事故を、日々報道していた。

福島民報の報道内容からしても、本件原発事故は到底収束しているとはいえず、福島原発周辺地域においては、避難指示区域の内外を問わず、常に危険と隣り合わせの状態が長時間続いていた。

- ② また、福島民報では、上記期間中、水道水からヨウ素が検出されたり、食べ物から基準を超えるセシウムが検出され福島県が出荷自粛要請をしたり、乳幼児の尿からセシウムが検出される等、避難指示区域の内外を問わず、放射線汚染があり、様々な放射線被ばくのリスクに晒され続けていたことを、報道していた。

- ③ 福島民報の報道は、数多くある報道の一部である。その上、報道に至っていないものの、原発事故がまだ収束しているとは到底いえない事実や、区域内外問わず放射線汚染が解決していないことを示す事実が多数ある。

このような危険やリスクを避けるために避難することは、政府による避難指示の有無を問わず、合理性を有している。

★第8準備書面(被告国第3準備書面に対する反論及び予見可能性の程度・内容についての補足)

○概要

- ① 原告らは、被告国が規制権限を行使しなかったことが違法であるか判断する枠組みについて、5つの最高裁判例に基づき、主張した。これに対して、被告国は、5つの最高裁いずれも行政庁に裁量があることを前提としているた

め、被告国の違法性を判断するにあたり、行政庁の裁量も考慮すべきと主張している。

しかし、規制権限を行使しなかったことが違法であるためには、権限を行使する義務が生じていることが前提である。権限を行使する義務が前提となっている以上、行政庁の裁量を認める余地はない。

上記被告国の主張は、誤っている。

- ② 被告国は、責任を負うとしても、二次的かつ補完的な責任に過ぎないと主張する。

本件のような原子力発電事業では被告国の監督に期待するしかないこと、被告国は原子力発電事業を推し進めた当事者であることを踏まえれば、被告国が一次的責任を負う立場であることは明らかである。

- ③ 被告国が責任を負うための判断要素として、予見可能性がある。

本件における予見可能性は、「福島第一原発において全交流電源喪失をもたらしうる程度の『地震及びこれに随伴する津波』が発生する可能性があるとの情報の一定程度の集積があること」で足りる。被告らが主張するような、地震及び津波に関する学会等において学問的に確立していたこと、まで必要ない。

★第9準備書面(敷地高さを超える津波が予見できれば結果回避措置を取るべきこと)

○概要

- ① 「津波の高さ」と、「浸水高」・「遡上高」は、明確に区別すべきである。

「津波の高さ」とは、「平常潮位(津波がない場合の潮位)から、津波によって海面が上昇した高さの差」である。「浸水高」とは、津波が陸地に遡上したことによって「建物や設備に残された変色部や漂着物等の痕跡の基準面からの高さ」である。「遡上高」とは、「津波が内陸にかけ上がった結果、斜面や路面上に残された変色部や漂着物等の痕跡の基準面からの高さ」である。

一般に、「浸水高」・「遡上高」は、「津波の高さ」を上回る。

- ② 原子炉施設の津波に対する安全性の基準は、海岸線を基準として津波が敷地高さを超えて遡上するか否か、である。

「浸水高」は、津波が陸上に遡上した際の複雑な挙動に依拠しており、本来、精微な予測評価が困難なものである。浸水高は、被告国の責任を負う判断要素である「予見可能性」の対象ではない。

- ③ 被告らは、1997年、遅くとも2006年に、敷地高さを超える津波が到来すれば、非常用電源設備が被水することによって機能喪失し、全交流電源喪失に至る可能性・危険性を認識していた。

このことは、被告らが参加した2006年の溢水勉強会、被告東京電力は20

12年に浸水による全交流電源喪失が当然の結果であると自認していたこと等からも、明らかである。

被告らは、敷地高さを超える津波を予見していれば、本件被害発生防止のための結果回避措置を義務づけることができる。

★第10準備書面(本件で求められる具体的な結果回避措置について)

○概要

- ① 非常用電源設備は、福島第一原発へ電力を供給する最後の要である。非常用ディーゼル発電機本体、非常用高圧配電盤、水冷式非常用ディーゼル発電機冷却系海水ポンプは、非常用電源設備の機能維持のため不可欠であるのに、敷地高10mを超える津波によって建屋内に浸水すると、被水又は水没し、機能喪失に至る現実的危険性のある状態に置かれていた。

実際、本件津波により、地下階に設置された機器は機能喪失し、電源喪失の状態を招いた。

- ② 津波が浸水しても電源を確保し、シビアアクシデントの前提となる全交流電源喪失を防ぐことが重要である。

電源機能喪失を防ぐ対策は、以下のとおりである。

- ・建屋や非常用電源設備等重要機器を水密化すること
- ・配電盤等の電源設備を設置する場所を多様化・分散配置すること
- ・直流電源を確保するためにバッテリーを備蓄すること
- ・電源車等を配置すること

- ③ 非常用ディーゼル発電機は、運転中に大量の熱を発する。そのため、常に冷却・除熱が必要である。

冷却機能の確保として、水中ポンプ等の設置等複数の確実な注入手段を講じることが必要であった。

- ④ 炉心を冷やすための非常用冷却設備等が全電源喪失等で機能しない場合、代替注水策を講じる必要がある。そこで、シビアアクシデント対策として、消防車・ポンプ・注水接続場所を確保すべきであった。

本件事故では、シビアアクシデント発生時の格納容器ベントシステムの操作性にも問題があった。シビアアクシデントに至った場合に放射性物質の濃度をできるだけ低減した上で外部に放出するベントシステムの構築も必要であった。

全電源喪失対策として、「多重性又は多様性及び独立性」をもった電源対策を講じるべきであった。

★提出した主な証拠

原告の方々の陳述書、福島民報記事2011年3月～2013年8月、政府事故調中間

報告書、柏崎刈羽原発安全対策(被告東京電力作成)、東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果報告(被告東京電力作成)、

★証拠申出書(今中哲二先生)の提出

裁判所に対して、放射能汚染に関する学識経験に基づき、放射能の危険性等を立証するために、京都大学原子炉実験所に所属している今中哲二先生の話聞くように申入れしました。

★提出した意見書

○人証申出に関する意見書

(2) 被告東京電力の主張、証拠の提出

★被告東京電力共通準備書面(1)(民法709条に基づく損害賠償請求について)

○概要

① 原告らは、民法709条に基づく一般不法行為責任を、被告東京電力に追及している。

しかし、被告東京電力は、原賠法(原子力損害の賠償に関する法律)に基づく、無過失責任を負うだけである。原子力損害に関する賠償責任について、原賠法上、民法709条に基づく請求が排除されている。

よって、民法709条に基づき、原告らは、「原子力損害」の賠償請求をすることはできない。

② 本件事故における被告東京電力の過失を審理する必要はない。

★被告東京電力共通準備書面(2)(精神的損害の賠償の考え方について)

○概要

① 中間指針等は、避難指示等対象区域に生活の本拠があったか否かで、避難等対象者と自主的避難等対象者に区別して、賠償基準を定めている。

避難指示等対象区域は、平成25年8月8日時点において、避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域に見直された。中間指針等は、各区域の実情も踏まえて、適切な賠償の指針を定めている。

② 中間指針等は、自主的避難等対象者に対する賠償期間及び賠償額を、以下のとおり定めている。すなわち、妊婦及び子どもについては、本件事故から2011年12月31日までの約10ヶ月を賠償対象期間として、賠償額が40万円である。それ以外の者については、本件事故発生当初を賠償期間として、賠償額は8万円である。

この賠償基準は、合理的である。

なぜなら、自主的避難等対象者の場合、本件事故による健康被害のリスクは十分に低く、避難指示等対象者と賠償額を同じ扱いにすることは必ずしも公平かつ合理的でないからである。それに、中間指針等を策定した審査会は、第一線の法学者及び原子力専門家等の委員により構成されており、上記賠償基準を定めるにあたり、平穩生活権の侵害が問題となった裁判例も考慮している。

なお、避難等対象者に対する中間指針等の慰謝料額(月額10万円又は12万円)も、合理性・相当性を有する。

- ③ 被告東京電力は、自主的避難等対象者に対し、上記中間指針等に基づく賠償基準よりも、賠償額を上乗せしたり、賠償対象区域や賠償期間を拡大している。

賠償期間の終期は、平成24年8月末日としている。これは、自主的避難等対象者の放射線被ばくに対する不安が一定の解消に向かっていること等を踏まえると、合理的かつ相当である。

★被告東京電力共通準備書面(3)(放射線の健康影響に関する科学的知見等の整理)

○概要

- ① 平成23年11月、政府の要請により、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ(WG)」が設置された。WGは、低線量被ばくと健康影響に関する国内外の科学的知見の整理等を行い、その結果を取り纏めた報告書を公表した(WG報告書)。

WG報告書では、少なくとも100ミリシーベルトを下回る低線量被ばくにつき、健康影響との関係が明らかになってない、とされている。また、WG報告書では、「年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、他の発がん要因(喫煙、肥満、野菜不足等)によるリスクと比べても低い」とされている。これらの事実は、国際的にも合意された科学的知見である。

- ② 国際放射線防護委員会(ICRP)は、どのような水準で人体を放射線から防護すべきかという「放射線防護」分野の権威である。

ICRPは、2007年勧告において、以下の内容を示している。すなわち、本件事故発生後のような緊急時被ばく状況において、線量の限度は、20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの範囲にあるものとしている。

本件事故において、政府による避難指示の基準となった年間20ミリシーベルトとは、上記ICRP勧告内容の緊急時被ばく状況における下限の基準を採用したのである。

国際的な放射線防護の考え方は、放射線の健康影響に関する科学的知見を踏まえつつ、事故時等においては、100ミリシーベルト以下の水準において

線量管理を行うことが許されるものとしている。

- ③ 本件事故後、福島県により「県民健康管理調査」・内部被ばく調査が実施され、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)が報告書を公表した。

これらの結果を踏まえると、原告らの被ばく量は年間20ミリシーベルトを大きく下回り、他の健康阻害要因に比べると、健康影響を危惧するほどのものではない。

- ④ 新聞報道や政府広報等により、低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見は広く知られている状況だった。これを踏まえて、冷静な対応を呼びかける報道も多数なされていた。
- ⑤ 以上より、原告らが本件事故当時に生活の本拠としていた住居に帰還しないことは、相当でなく、合理性も認められない。

★提出した主な証拠

原子力損害賠償制度に関する文献、中間指針、原子力損害賠償紛争審査会議事録、被告東京電力が公表した賠償基準に関するプレスリリース、WG報告書、ICRP2007年勧告、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告(中央防災会議作成)

★提出した意見書

○原告らの証拠申出に対する意見書

(3) 被告国の主張

★第4準備書面

○概要

- ① 原告らが本件原発事故を防ぐために講じるべきであったと主張する「防波堤の新築」等の対策は、基本設計・基本的設計方針の変更を必要とするものである。詳細設計の変更ではない。基本設計・基本的設計方針という概念は、炉規法の法文上定義されたものではなく、工学分野における設計において一般的に認められる概念である。

この基本設計・基本的設計方針の安全性に関する事項について、平成24年の炉規法改正前、経済産業大臣は、技術適合命令等の規制権限を有していなかった。

よって、原告らが主張する上記対策について、被告国が規制権限を行使しなくても、違法ではない。

- ② シビアアクシデント対策は、平成24年の炉規法改正前、法律によって規制

されていなかった。そのため、平成24年の炉規法改正前、シビアアクシデント対策を規定することは出来なかった。

したがって、被告国が、シビアアクシデント対策を講ずるよう規制権限を行使せずとも、問題ない。なお、シビアアクシデント対策について、被告国は、事業者の自主的取組と位置づけ、行政指導等していた。

★第5準備書面

○概要

- ① 原告らは、被告国が電気事業法40条の技術基準適合命令を発令しなかったことを、違法であると主張している。技術基準適合命令は、懲役刑等刑事罰をもって強制される等、規制される側の大きな負担となる。

そのため、同命令を発令するためには、客観的かつ合理的な根拠をもって、発令を正当化できるだけの具体的な危険性が存在し、かつ、それを認識していることが必要である。そして、被告国が同命令の発令義務を負うためには、客観的かつ合理的な根拠としての科学的知見が確立している場合に限られる。これまでの最高裁判例も、同様の見解である。

- ② 原子炉の利用及び安全確保について、被告国は、一次的な責任を負う事業者と異なり、二次的かつ補完的責任しか負わない。

したがって、被告国は、原告らが主張するような、地震及びこれに随伴する津波に関するあらゆる情報を積極的に収集・調査する義務を負わない。

- ③ 「長期評価」(三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価)は、本件地震によって福島第一原発に到達した津波の波高を、予想したものではない。また、「長期評価」は、プレート間大地震の発生領域及び発生確率の評価の信頼性について、「やや低い」とされていた。「長期評価」に異を唱える見解も複数存在した。よって、被告国は、「長期評価」に基づいて、本件事故に至る程度の津波を予見することはできなかった。

平成18年に開催された「溢水勉強会」における検討過程を経ても、本件地震後の見解に基づいても、本件事故に至る程度の津波は予見できなかった。

★提出した主な証拠

被告国が被告東京電力等へ行政指導をしていたことを示す様々な文書(保安院、原子力安全委員会作成)、長期評価の見解に異を唱える見解を示している論文、869年貞観津波に関する文献

★提出した意見書

○証人尋問に対する意見書

2 当弁護団員による提出した準備書面の説明

3 今後の裁判の日程

第6回口頭弁論期日 平成29年2月9日(木)午後1時半

第7回口頭弁論期日 平成29年4月20日(木)午後1時半

※ 千葉地方裁判所601号法廷で行われる予定です。

※ 傍聴席は抽選となる予定ですので、傍聴ご希望の方は、千葉地方裁判所1階ロビーへ、お早めにお越しください。

以 上